

処遇改善の加算額を賃金改善に充てる仕組み（介護・障害）

- 処遇改善の加算額が確実に職員の賃金改善に充てられるよう、賃金改善計画書（事前）・実績報告書（事後）において、賃金改善の見込額（所要額）が、加算の見込額（実際の加算額）を上回ることを求めている。



- 賃金改善計画書・実績報告書における総収入見込額（総収入額）と賃金改善の見込額（賃金改善の総額）を確認している。